

# 身体拘束適正化のための指針

八郎潟町社会福祉協議会

居宅介護支援事業所

訪問介護事業所

八郎潟町デイサービスセンター

## 1. 身体拘束適正化に関する考え方

### (1) 基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の意思に関わらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為である。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

### (2) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。

### (3) 拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件をすべて満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ① 切迫性：利用者等ご本人又はほかの利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性：身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合
- ③ 一時性：身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

以上の3要件を満たし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

### (4) 日常的支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下の事に取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

### (5) 情報開示

本指針は、事業者のホームページに掲載する。また利用者からの閲覧の求めには速やかに対応する。

## 2. 身体拘束の適正化を図る体制

### (1) 身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

### (2) 委員会の設置目的

- ① 事業所内での身体拘束の廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討

### (3) 委員会の構成員・委員会開催について

委員会の構成員は虐待防止委員が兼任し、虐待防止委員会と一体的に運営する。

委員会は定期的に（年1回以上）に開催し、次の事を検討・協議する。また必要時には随時開催する。

- ① 虐待の未然防止のために身体拘束禁止のマニュアルなどを確認し必要に応じて見直す
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

## 3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命または身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順を踏まえて行うこととする。

- ① やむを得ず身体拘束を必要とする場合は身体拘束適正化委員会にて協議する。
- ② 協議の上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、各サービス事業所管理者が利用者及び家族等に対する説明書（書式1）を作成する。
- ③ 身体拘束を行っている間は、経過観察を行い、経過観察シート（書式2）を用いて、身体拘束発生時にその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況その他必要な事項を記録する。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合、利用者及び家族等に報告する。

## 4. 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

(1) 身体拘束適正化のための研修は、虐待防止研修の中に身体拘束適正化の内容を盛り込んだ研修を以下の通り実施する。

- ① 新規採用時（各サービス事業所で行う）
- ② 定期的な研修を年1回行う（委員会で行う）

(2) 研修内容は法廷改正などを踏まえて必要に応じて内容を変更する。また、内部研修・外部研修を問わない。

## 附則

この指針は、令和7年4月1日より施行する。